

北広島町男女共同参画プラン（第4次）

～みんなで創る いきいき のびのび 北広島町～



令和5（2023）年3月

北広島町

男女共同参画社会の実現に向けて

北広島町では、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年に「北広島町男女共同参画プラン」を策定し、第3次にわたる改定を重ねながらさまざまな取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みにより、女性の就業率の上昇など着実な前進がみられる一方で、固定的性別役割分担意識が根強く、地域社会での方針決定が男性に委ねられることが多い、男性が家事・育児・介護に携わる時間が女性より少ないなど、依然として課題が残されています。

また、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来のなかで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が私たちを取り巻く社会環境を大きく変化させています。

今後、ますます私たちの生活が多様化するなか、一人ひとりの個性や能力・価値観を尊重し、ライフステージの各段階で、仕事と暮らしの両方において充実した生き方を選択できることが重要です。

これらのことを踏まえて、今回、北広島町男女共同参画プラン（第4次）を策定しました。引き続き、町民・事業者・関係団体の皆様と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた北広島町男女共同参画計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5（2023）年3月

北広島町長 箕野 博司

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 基本理念と施策の体系	3
5. SDGs（持続可能な開発目標）との関係	5

第2章 施策の基本的方向と具体的施策

1. 仕事と暮らしの充実	
（1）仕事と暮らしを両立するための支援	6
（2）女性の職業生活における活躍の推進	10
2. 人権尊重と男女共同参画への意識づくり	
（1）互いの人権を尊重する意識の醸成	13
（2）性別に係る固定的な意識の解消	15
（3）性の多様性を認め合う意識の醸成	17
3. 安心して暮らせる社会の実現	
（1）生涯を通じた健康づくりと安心して暮らすための支援	18
（2）女性・子どもなどに対する暴力の防止と被害者への支援	21
4. 男女がともに参画する地域社会の形成	
（1）政策・方針の立案及び決定過程への女性の意見の反映	23
（2）地域づくりへの女性の参画拡大	24

資料

○北広島町男女共同参画プラン（第4次）策定の経過	26
○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会名簿	26
○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	27
○男女共同参画に関する国内外の動き	28
○関係法令など	37
○用語解説	54

◆第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と応力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を緊要な課題とし、その実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

北広島町では、平成20（2008）年7月に「北広島町男女共同参画プラン」を策定し、これまでに第2次、第3次と後続の計画により男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めてきました。

ここ数年の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、新しい働き方や暮らし方の変化もみられる一方で、社会通念として根付いた固定的性別役割分担意識^(※1)や慣行は根強く、多くの課題が残っています。最近では、配偶者などからのDV^(※2)相談の増加など新たな問題も生じており、その対応も求められています。

また、性的指向^(※3)、性自認^(※4)（性同一性）に関することなども含め、男女共同参画の取組を進めることは「男女」ととどまらず、多様性を認め合い、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現にもつながります。

このような社会情勢や、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「北広島町男女共同参画プラン（第4次）」を策定します。

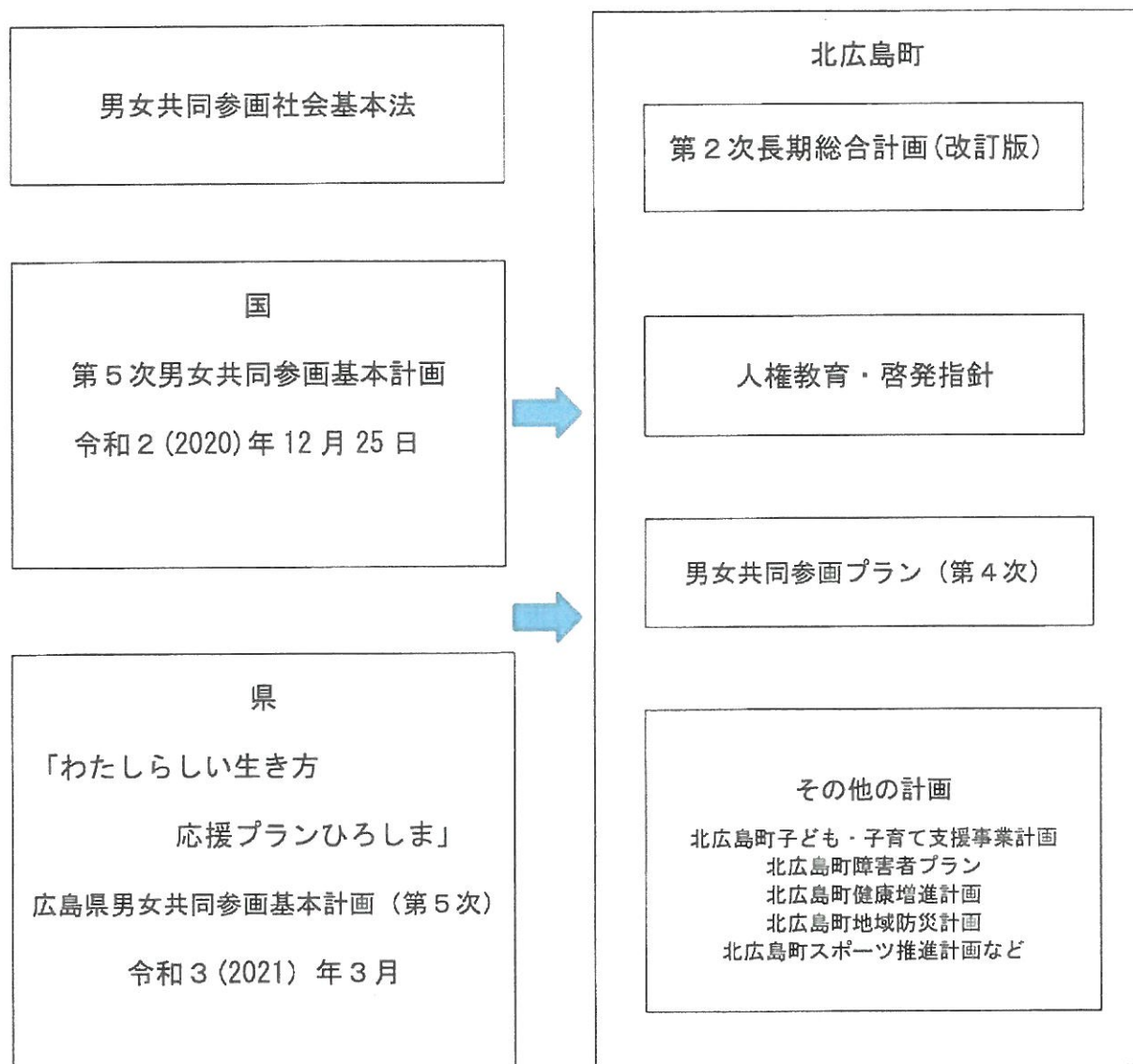
2. 計画の位置づけ

①本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画に位置付け、北広島町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的なことを定めます。

②本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、「DV防止法」）^(※5)第2条の3第3項に規定された市町村基本計画に位置付けます。

③本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という）」^(※6)第6条第2項に規定された市町村推進計画に位置付けます。

④本計画は、北広島町長期総合計画、その他関連計画などと整合性を図り策定しました。



3. 計画の期間

計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間です。ただし、社会状況の変化に応じた見直しも適宜行います。

参考 北広島町男女共同参画基本計画

- 第1次 平成20(2008)～平成24(2012)年度
- 第2次 平成25(2013)～平成29(2017)年度
- 第3次 平成30(2018)～令和4(2022)年度

4. 基本理念と施策の体系

1. 基本理念

(1) 人権の尊重

すべての人がひとりの人間として尊重され、能力を発揮できる社会の実現を目指します。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、性別にかかわらず一人ひとりが様々な活動ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える意識づくりに取り組みます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保

男女が対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場でいっしょに考え、いっしょに決定する機会を確保します。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、子育てや介護などの家庭生活と、仕事や学習・地域での活動などができる施策に取り組みます。

(5) 性と生殖に関する健康における人権の尊重

女性のライフステージを通して性や子どもを産むことにかかわるすべてにおいて、身体的にも、精神的にも、社会的にも本人の意思が尊重され、女性の生涯における健康問題について男女ともに関心を持ち、正しい知識を得ることができる施策に取り組みます。

(6) 国際的協調

国際社会での取組を理解しながら、男女共同参画の推進を行います。

2. 目指す姿

性別にかかわらず

誰もが、互いに人権を尊重しながら

個性と能力を十分に発揮することができる

男女共同参画社会の実現

3. 基本的な視点

この計画の目的は、「男女共同参画の推進により一人ひとりの豊かで幸せな人生を実現すること」です。そのために、以下の4つの視点で具体的な施策を展開します。

1. 仕事と暮らしの充実
2. 人権尊重と男女共同参画への意識づくり
3. 安心して暮らせる社会の実現
4. 男女がともに参画する地域社会の形成

4. 施策の体系

基本的な視点	施策の基本的方向	施 策
1. 仕事と暮らしの充実	(1) 仕事と暮らしを両立するための支援	①仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実 ②暮らしと両立できる職場環境の整備
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進	①女性のキャリア形成支援と人材育成 ②就業継続や再就職、創業などの支援 ③職場における男女共同参画の推進
2. 人権尊重と男女共同参画への意識づくり	(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成	①人権を尊重する教育・学習の充実 ②国際社会における取組に関する理解の促進
	(2) 性別に係る固定的な意識の解消	①広報・啓発による理解の促進 ②男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実
	(3) 性の多様性を認め合う意識の醸成	①性の多様性についての理解の促進
3. 安心して暮らせる社会の実現	(1) 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らすための支援	①生涯を通じた健康保持・増進の支援と権利の尊重 ※(参考) 北広島町健康増進計画「まめまめきたひろしま」第2次計画 ②生活上の困難を有する人に対する支援
	(2) 女性・子どもなどに対する暴力の防止と被害者への支援	①あらゆる暴力を許さない意識の醸成 ②相談・支援体制の整備・充実
4. 男女がともに参画する地域社会の形成	(1) 政策・方針の立案及び決定過程への女性の意見の反映	①町の施策・方針決定過程への女性の意見の反映
	(2) 地域づくりへの女性の参画拡大	①地域協議会などにおける女性委員の登用の推進 ②女性リーダーとなる人材の育成 ③女性の視点を反映した防災の推進

5. SDGs^(※7)（持続可能な開発目標）との関係

平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。

本町でも、男女共同参画プラン（第 4 次）の推進を通して SDGs の達成に貢献します。



◆第2章 策定の基本的方向と具体的施策

1. 仕事と暮らしの充実



(1) 仕事と暮らしを両立するための支援

【現状と課題】

女性活躍推進法や働き方改革関連法^(※8)に基づく事業所の取組、保育サービスの充実などこれまでの取組により、女性の労働力が結婚・出産の時期である年齢層で落ち込むM字カーブ問題^(※9)は解消されつつあります。しかし、性別にかかわらず働きたい人すべてが、仕事と暮らし（子育て・介護・社会活動など）を両立するためにはさまざまなサービスの充実と事業所への働きかけが必要です。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、リモート・ワーク^(※10)の導入など働き方に変化がみられます。柔軟で多様な働き方は、女性の就労の場での活躍と男性の家庭生活の参画にもつながります。

町民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランス^(※11)の実現に向けた意識を高め、家庭や職場、地域における環境づくりを進めていくよう、効果的な啓発をすることが必要です。

【今後の取組】

①仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実

男女がともに職業生活と家庭生活を両立できるよう、子育て支援の拡充を図るとともに、急速な高齢化を背景として社会的問題となっている介護に関するさまざまな問題に対応するためにも地域包括ケアシステム^(※12)の体制づくりを推進します。

No	取組	内容	担当課
1	保育所などにおける保育サービス事業の充実	保護者の就労形態の多様化などに対応し、保育所などにおける延長保育などの充実を図ります。	福祉課
2	一時保育事業の継続	子育て家庭の様々なニーズに合わせて利用できるような体制づくりに努めます。	福祉課

3	病児・病後児保育事業の継続	病時期や病後に、保護者が就労などにより看護することができない子どもの保育について「病児・病後児保育室ユーカリ」で実施しています。サービスの充実と利用の周知徹底、促進を図ります。	福祉課
4	放課後児童クラブ(*13)の継続	保護者が就労などのために昼間家庭にいない児童の健全育成を目的に、放課後児童クラブの運営を行います。	生涯学習課
5	放課後子ども教室(*14)の継続	保護者が就労などのために昼間家庭にいない児童の健全育成を目的に、放課後子ども教室の運営を行います。	生涯学習課
6	放課後等デイサービスなど児童発達支援の充実	保護者の就労形態の多様化などに対応し、放課後等デイサービスなどの充実を図ります。	保健課 福祉課
7	子育てにおける経済的支援の整備	・乳幼児医療費助成制度を継続します。 ・児童医療費助成制度を継続します。 ・保育所の利用者負担額を軽減します。	福祉課 町民課
8	ファミリー・サポート・センター事業(*15)の継続	保護者の就労形態の多様化などに対応し、サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助事業を行います。	福祉課
9	地域包括ケアシステムの体制づくり	高齢者が住み慣れた地域や自宅での生活が維持できるよう、また介護者の負担が軽減されるよう、包括的な支援をします。	保健課

②暮らしと両立できる職場環境の整備

働き方改革を進めることや、男性の育児休業・介護休業の取得促進や不妊治療への理解促進など、事業所における働く環境の整備やワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

No	取組	内容	担当課
10	多様な働き方に関する情報の提供	多様な働き方に関して国・県・関係機関からの情報収集・提供を行います。	商工観光課 まちづくり推進課
11	育児・介護休業制度の利用促進	育児・介護休業が取得しやすい職場環境を整備するため、事業主に対して情報を提供します。	商工観光課 まちづくり推進課
12	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの意義や新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の見直しに向けて啓発を行います。	町民課
		仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業所の情報提供を行うなど、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れるような働き方の見直しについて普及・啓発を行います。	商工観光課 まちづくり推進課
		役場において、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男性職員の育児参画、職員の年次有給休暇の取得を促進します。	総務課
13	デジタル技術の活用	「町民サービス」「まちづくり」「行政運営」においてデジタル技術を最大限活用することにより、利便性の高い行政サービスの提供に努めます。	総務課
14	ICT(*16)を活用した新しい働き方の推進	育児・介護等と仕事の両立に向けた雇用環境の整備や、ICTの利用促進による分散勤務・リモートワークを支援します。	商工観光課 まちづくり推進課 総務課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和 9 年度）
1	保育所待機児童数	0人	令和 3 年度	0人
2	児童クラブ充足率	100%	令和 3 年度	100%
3	広島県男性育児休業等促進 宣言企業のうち町内企業登 録数	2社	令和 4 年度	5 社
4	町の男性職員の子どもの出 生に伴う特別休暇の平均取 得日数	1.3日	令和 3 年度	2日
5	町の男性職員の育児休業の 取得者数	0人	令和 3 年度	1 人
6	町職員一人あたりの年次有 給休暇の平均取得日数	10.4日	令和 3 年度	12日
7	行政サービスにおけるデジ タル技術の活用（オンライン 申請）	対象：17業務 実績：0件／年	令和 3 年度	対象：50業務 実績：300件／年 （R6年末）
8	町職員の分散勤務・リモ ートワークの推進	1317時間／年	令和 3 年度	3000時間／年 （R6年末）

(2) 女性の職業生活における活躍の推進

【現状と課題】

国においては、令和4（2022）年4月に改正女性活躍推進法が全面施行され、女性労働者の活躍推進に係る一般事業主行動計画の策定義務が、常時雇用する労働者が101名以上の事業主に拡大されました。法整備や国などの取組により、事業所における取組もすすみつつありますが、非正規雇用労働者も多く正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間の格差の一因となっています。

女性活躍推進法に基づく取組を支援するため、就業環境整備などの情報提供や研修を行うことが必要です。

また、働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア(*17)形成や再就職、創業のための支援など、多様なニーズに応じた支援が必要です。

【今後の取組】

①女性のキャリア形成支援と人材育成

働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成のための支援を行います。

No	取 組	内 容	担当課
15	能力習得のための情報提供	能力習得のための国・県・関係機関からの情報収集・提供を行います。	商工観光課 まちづくり推進課
16	女性のキャリア支援	関係機関と連携を取りながら、キャリアデザイン(*18)のための学習機会や情報提供の充実を図ります。	商工観光課 まちづくり推進課
17	関係施策等の広報及び企業・団体への啓発	国・県の関係施策や制度についての周知とともに、関係団体と連携を図り、企業・団体に対して啓発を行います。	商工観光課 まちづくり推進課

②就業継続や再就職、創業などの支援

働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、再就職、創業のための支援など多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。

No	取 組	内 容	担当課
18	起業や経営能力の向上に関する支援	関係機関と連携を取りながら、起業・第2創業に向けての具体的な疑問・問題点の解決を支援します。	商工観光課
19	再就職など女性の就業に向けた支援	北広島町求人情報センター（無料職業紹介所）を継続して開設します。	まちづくり推進課
20	創業希望者への創業前から創業後にわたっての継続的・総合的な支援	ビジネス創造支援補助金を継続します。	商工観光課

③職場における男女共同参画の推進

女性の活躍推進の必要性を企業・団体へ広く働きかけるとともに、雇用の分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを推進します。

また、農林業および商工業などの事業活動や創業において、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し、ともに参画できるよう環境を整備します。

No	取 組	内 容	担当課
21	関係施設等の広報及び企業・団体への啓発	国・県の関係施設や制度についての周知とともに、関係団体と連携を図り、企業・団体に対する啓発の取組を行います。	商工観光課
22	特産品生産など農林漁業者への支援	地域特産品の産地化など、関係機関と連携しながら生産・販売しやすい環境づくりを支援し、担い手の育成を促進します。	商工観光課 まちづくり推進課 農林課
23	6次産業(*19)化の支援	所得や雇用の拡大、地域活力の向上を図るため、新商品の開発や販路開拓など、地域ビジネスの取組を支援します。	農林課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
9	女性就業率（25～44歳）	84.3%	令和2年度(国勢調査)	85.0%
10	ビジネス創造支援補助金 （創造事業）	—	令和3年度	のべ5件
11	ビジネス創造支援補助金 （新商品開発）	—	令和3年度	のべ5件
12	農産物6次産業化事業補助	1名	令和3年度	2名
13	新規就農総合対策事業 （新規就農研修生の受入）	1名	令和3年度	2名
14	産直野菜振興事業補助	2名	令和3年度	2名

2. 人権尊重と男女共同参画への意識づくり



(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成

【現状と課題】

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」は侵すことのできない永久の権利として保障され、また、男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」が基本理念として掲げられています。

しかし、現実には性別、障がい、外国人、性的マイノリティ（LGBTなど）（※20）に対する偏見や差別、女性や子ども、高齢者、障がい者への暴力などの人権侵害が生じています。

子どもから高齢者まで、男女の平等や多様な属性の人々についての正しい理解を深め、お互いの人権を尊重するための教育や情報提供の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

①人権を尊重する教育・学習の充実

性別に関係なく一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、学校教育や生涯学習など、教育・学習の充実を図ります。

No	取 組	内 容	担当課
24	人権啓発推進事業の継続	人権に関する視聴覚教材や書籍などの貸出を行います。	町民課
25	豊かな心を育む教育の充実	豊かな心を育む教育の充実を図るための教職員への研修を継続します。	学校教育課

②国際社会における取組に関する理解の促進

国際的な状況の情報収集・提供の充実を図ることにより、町民の男女共同参画の意識の醸成を図るとともに、外国人の人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、国際交流、相互理解の促進を図ります。

No	取 組	内 容	担当課
26	多文化共生社会(*21)に対する理解の促進	国籍や文化の違いを認め合い、町民と外国人が共に暮らしやすいまちづくりを推進するために、広報などで啓発を行います。	町民課
27	地域日本語教室の開催	外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、日本語の学習だけでなく文化の違いや生活様式の違いなども学べる日本語教室を開催します。	町民課
28	日本語学習支援ボランティア研修の実施	県や（財）ひろしま国際センターなど関係機関との連携により、支援者向けスキルアップ講座を実施します。	町民課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
15	豊かな心を育む教育の充実を図るための教職員への研修の継続 （町道徳推進協議会）	年3回	令和3年度	年3回
16	地域日本語教室の開催	年6回	令和3年度	年12回

(2) 性別に係る固定的な意識の解消

【現状と課題】

法制度の整備は進んできてはいますが、依然として固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見・固定的概念が、政治や就労の場、地域活動、家庭などさまざまな場で男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

一人ひとりが、性別によって制約されることなく自らの意思によって自分らしい生き方を選択でき、互いに多様性を認め合うことが大切です。そのために効果的な啓発を行います。

また、性別にかかわらずライフステージ(*22)に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯学習を推進することが必要です。

【今後の取組】

①広報・啓発による理解の促進

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差による偏見の解消、男女共同参画の理解促進など、子どもから高齢者まで幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく、わかりやすい広報・啓発活動を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
29	男女共同参画リレーセミナーの開催	町民の男女共同参画社会に対する認識を深め、意識の醸成を図るため、講演会を開催します。	町民課
30	「広報きたひろしま」による広報・啓発	「広報きたひろしま」へ啓発記事を掲載します。	町民課

②男女共同参画の視点到立つ教育・学習の充実

一人ひとりが、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯学習を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
31	児童・生徒への男女共同参画に関する教育の推進	児童・生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性や意思を尊重できるよう、児童・生徒の発達段階に応じた取組の充実を図ります。	学校教育課
32	キャリア教育(*23)の推進	適切な職業観・勤労観を育み、将来への夢と社会の一員としての夢と志を抱く子どもの育成を目指し、組織的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
17	児童・生徒への男女共同参画に関する教育の推進	学習指導要領に基づく授業の実践	令和3年度	学習指導要領に基づき、今までやってきたことを継続しながら推進する
18	キャリア教育の推進に向けた職場体験活動の実施	各中学校における実施 年1回（3日程度）	令和3年度	各中学校における実施 年1回（3日程度）

(3) 性の多様性を認め合う意識の醸成

【現状と課題】

性的指向・性自認については、社会の十分な理解が深まっていないことから、偏見や差別を受ける人が少なくありません。

性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるための啓発に努めるとともに、性的マイノリティ（LGBTなど）の人が生活しやすい環境づくりを進めます。

【今後の取組】

①性の多様性についての理解の促進

性的指向・性自認に関する正しい知識を深め、意識を高めるために取り組むとともに、相談体制を整備するなど、当事者が生活しやすい環境づくりを推進します。

No	取 組	内 容	担当課
33	性的マイノリティ（LGBTなど）に対する理解の促進	性的マイノリティ（LGBTなど）に対する理解を深めるための啓発に努めます。	町民課
34	男女の性の理解についての教育の推進	児童・生徒がそれぞれの性の違いを理解し、生命を尊重し、望ましい人間関係を構築することができる教育を推進します。	学校教育課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
19	「広報きたひろしま」による広報・啓発	—	令和3年度	年1回
20	男女の性の理解についての教育の推進	学習指導要領に基づく授業の実践	令和3年度	学習指導要領に基づき、今までやってきたことを継続しながら推進する

3. 安心して暮らせる社会の実現



(1) 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らすための支援

【現状と課題】

性別にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体の機能や特性を十分に理解し、相手に対する思いやりを持つことが重要です。

健康を維持・増進するためには、心身の健康について主体的に行動し、正確な知識や情報を入手することが必要です。また、子どもの人数や出産の時期、子どもを産むかどうかなど、性と生殖について自己決定を行い、生涯にわたる健康を享受する権利「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方もまだ浸透しているとは言えません。

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況があります。ひとり親家庭や不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢者女性も含め、その支援を検討する必要があります。女性の貧困などを解消し、その影響を断ち切るために、子どもの貧困対策のみならず、個人のさまざまな生き方に沿った自立のための支援が必要です。

【今後の取組】

①生涯を通じた健康保持・増進の支援と権利の尊重

男女が生涯を通じて心身の健康を維持するために、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに生まれ育つための支援とともに、ライフステージに応じた町民の主体的な健康づくりの実践を支援する環境整備を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
35	妊婦・乳幼児一般検診（医療機関委任）の継続	母子健康手帳・健康診査受診券交付時に個別相談と情報提供を行い、妊婦及び乳児の疾病予防と早期発見を促進します。	保健課
36	子育て世代包括支援センター（※24）「ネウボラ北広島」の運営	「ネウボラ北広島」により、妊娠期から18歳までの子どもがいる世帯に、切れ目のない支援を行います。	福祉課

37	いのちの授業の継続	中学3年生を対象に命を大切にすることができ、また自分がかげがえのない存在であることを実感し、認めることができるよう「いのちの授業」を実施します。併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。	福祉課
38	不妊治療助成事業の継続	不妊検査・一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療にかかる費用の助成を行います。	保健課
39	ペアレントトレーニング事業の継続	保護者や養育者が、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学ぶことで、関わり方や心理的なストレスの改善につなげます。	福祉課 保健課
40	特定健康診査 がん検診の継続	生涯を通じて健康を維持するために、年に1回特定健康診査、がん検診の受診機会を提供します。	保健課
41	歯周疾患検診の継続	歯周疾患検診を実施し、口腔の健康づくりにつなげます。	保健課
42	元気づくり推進事業の継続	町民の健康づくりと介護予防事業として、元気づくりシステムを活用した「元気づくり推進事業」を実施します。	保健課
43	第2期北広島町スポーツ推進計画「きたスポ」の実施	第2期北広島町スポーツ推進計画の目指す姿の実現に向けて、5つの施策目標に沿った事業を展開していきます。	まちづくり推進課
44	スポーツ関連施設のバリアフリー化	施設のバリアフリー化について、要望・修繕箇所も含め随時調査し、誰でも安心・安全に利用できる施設が整備されている状況を目指します。	まちづくり推進課

②生活上の困難を有する人に対する支援

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人など生活上の困難を抱える人が、自分らしく安心して暮らせるよう支援します。

No	取 組	内 容	担当課
45	母子・父子自立支援の継続	母子・父子自立支援員、家庭相談員などにより、母子・父子家庭への自立に向け、個々の事情にあった相談支援に努めます。	福祉課
46	ひとり親家庭等医療費助成の継続	ひとり親家庭などに医療費の助成を行います。	町民課
47	障害者総合支援法などの福祉サービスの充実	障がいのある人たちが地域で安心して日常生活が送れるよう、障害者福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
48	重度心身障害者等医療費助成の継続	重度心身障害者などに医療費の助成を行います。	町民課
49	外国人などへの支援	国や県などと連携を図り、情報を提供します。	町民課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
21	特定健康診査受診率	41.9%	令和3年度	60%
22	健康寿命(*25)	男72.71歳 女74.59歳 (※国の平均)	令和元年度	国の平均以上

（２）女性・子どもなどに対する暴力の防止と被害者への支援

【現状と課題】

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー（*26）などは重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要です。

国においては、令和２（2020）年６月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを図ることが示されました。

暴力を認識し、許さない地域社会の環境をつくるための啓発とともに、子どもの頃からの教育が必要です。

また、男女間の暴力の被害を早期に発見し、被害者に対して必要な対応や支援を迅速に行うため、相談窓口の周知や利用しやすい体制整備を推進するとともに、県や関係機関との連携を強化する必要があります。

【今後の取組】

①あらゆる暴力を許さない意識の醸成

配偶者などからの暴力やストーカー行為など、性別に起因する暴力を許さない社会環境を整備するため、暴力を正しく認識し、防止するための教育・啓発を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
50	DV防止のための啓発	DVに関する正しい知識の普及のため、広報などを活用し、啓発を行います。	町民課 福祉課 保健課

②相談・支援体制の整備・充実

被害者の立場に立ち、相談しやすい体制の整備・支援に関する基本的な情報の提供、緊急時における安全の確保を行うとともに、自立に向けた継続的な支援を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
51	相談・保護体制の充実	県・関係機関と連携し、相談・保護体制の充実を図ります。	福祉課 町民課 保健課
52	被害者などへの支援	相談があった場合、速やかに各関係機関と連携し、適切な対応・支援につなげます。	福祉課 町民課 保健課

53	ヤング・ケアラー(*27)への支援	福祉・介護・医療・教育などの関係機関が連携し、ヤング・ケアラーについて正しい知識を普及し、早期発見・早期支援につなげます。	学校教育課 福祉課 保健課 町民課
----	-------------------	---	-------------------------

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
23	「広報きたひろしま」による広報・啓発	—	令和3年度	年1回

4. 男女がともに参画する地域社会の形成



(1) 政策・方針の立案及び決定過程への女性の意見の反映

【現状と課題】

急速な少子高齢化・人口減少、町民の価値観の多様化が進む中で、政治、経済、社会などのあらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が参画し、女性の活躍や視点が反映されることは、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

国においては、男女の候補者数ができるだけ均等になるよう、政党などに求める「政治分野における男女共同参画推進法」が平成30（2018）年に施行され、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2（2020）年閣議決定）では、衆議員議員の候補者に占める女性の割合を令和7（2025）年までに35％に引き上げる目標を掲げています。

世界経済フォーラム^(※28)の「ジェンダー・ギャップ指数^(※29)2022」では、日本は146か国中116位、先進7か国（G7）中、最下位となっており、政策や方針決定の場に女性の積極的な参画が求められます。

本町においても、町の施策立案及び方針決定の場への女性の参画をさらに進めていく必要があります。

【今後の取組】

①町の施策・方針決定過程への女性の意見の反映

町の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会^(※30)などへの女性の参画を促進するとともに、町の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
54	審議会等への女性の登用の推進	多様な意見が町政に反映されるよう、全庁的に町の審議会・委員会等施策決定機関へ女性の登用を図ります。	総務課 関係各課
55	女性管理職の登用拡大	北広島町職員の管理職に占める女性の割合を20％以上にします。	総務課

【成果目標】

指 標		現 況 値		目標値（令和9年度）
24	町職員の管理職に占める女性の割合	15.4%	令和2年度	20%以上

(2) 地域づくりへの女性の参画拡大

【現状と課題】

少子高齢化、人口減少の中、活力があり住み続けたいと感じる町であるためには、幅広い年代の男女が、まちづくり・福祉・防災・環境保全などの地域活動に参画し、新たな視点の導入や多様な人材の活用が必要です。

根強く残っている性別による役割分担意識を解消し、女性も地域活動に積極的に参画できる環境をつくるため、意識づくりや環境づくりのための啓発を進めます。

近年、災害が激甚化しており、性別による災害から受ける影響の違いに配慮した災害対応が重要になっています。防災に関する政策・方針決定や避難所運営、防災訓練などへの女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から地域の防災力の向上を図ります。

【今後の取組】

①地域協議会などにおける女性委員の登用の推進

地域協議会や農業委員会などの委員として、女性を積極的に登用するよう努めます。

No	取 組	内 容	担当課
56	各種委員会などの委員への女性の登用の推進	地域協議会・農業委員会などの委員として、女性の登用を積極的に働きかけます。	まちづくり推進課 農林課 各支所

②女性リーダーとなる人材の育成

女性が、職場や地域などあらゆる場所における方針決定過程の場に積極的に参画できるように、人材の育成を図ります。

No	取 組	内 容	担当課
57	女性リーダーとなる人材の育成研修参加費補助の継続	女性リーダーとなる人材の育成や支援を行います。	町民課

③女性の視点を反映した防災の推進

地域防災力向上を図るため、防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

No	取 組	内 容	担当課
58	防災における男女共同参画の推進	自主防災組織などへの女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った取組ができるよう推進及び支援を行います。	危機管理課
59	男女共同参画の立場に立った避難所運営	避難所に授乳室や男女別トイレの設置、女性職員を配置するなど、女性に配慮した避難所の環境整備・運営に努めます。	危機管理課
60	消防団への加入促進	女性消防団員の入団促進及び活性化を図るため、定期的な広報及び募集活動を実施します。	危機管理課

【成果目標】

No	指 標	現 況 値		目標値（令和9年度）
25	地域協議会委員の女性の割合	14.4%	令和3年度	33.0%
26	農業委員・農業推進委員の女性人数	2人	令和3年度	5人
27	女性リーダー育成研修参加終了者	5人	平成29年度から 令和3年度	8人
28	町の防災会議の委員のうち女性が占める割合	5.5%	令和4年度	20.0%
29	消防団員のうち女性人数	2人	令和3年度	5人

◆資料

○北広島町男女共同参画プラン（第4次）策定の経過

と き	内 容
令和4年4月25日	第1回策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 町長挨拶 ・ 役員選出 ・ 諮問 ・ 策定要領、スケジュールの説明
令和4年7月20日	第2回策定委員会 ・ 計画の体系の検討 ・ 基本的な視点、方向性の検討
令和4年9月21日	第3回策定委員会 ・ 計画素案の検討
令和5年1月18日	第4回策定委員会 ・ 計画の最終確認・承認
令和5年2月21日	・ 答申

○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会名簿

（敬称略）

役 職	氏 名	所属等
委員長	栗栖 千賀子	人権擁護委員（大朝）
副委員長	山本 明芳	北広島町社会福祉協議会（千代田）
委 員	今子 ひとみ	男女共同参画人材育成助成制度修了者（千代田）
委 員	植木 多美江	北広島町女性会（豊平）
委 員	小野 洋治	北広島町商工会（豊平）
委 員	藤堂 寿宏	芸北地域振興協議会（芸北）
委 員	林谷 高志	北広島町PTA連合会（芸北）
委 員	山本 幸	北広島町女性会（大朝）
委 員	吉原 陽壯	人権擁護委員（千代田）
委 員	若本 真由美	北広島町民生委員児童委員協議会（豊平）

○北広島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北広島町男女共同参画基本計画を策定にあたり、北広島町における男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、北広島町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画基本計画を策定するため、調査、協議することを目的とする。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 国の委嘱を受けた委員等の代表者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 団体等を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、北広島町男女共同参画基本計画策定終了時までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は退任し、補欠の委員を委嘱する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、町民課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議において協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

○男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界（国連）	日本	広島県	北広島町
昭和 20 年 (1945)	・「国際連合憲章」採択 ・「国際連合」発足			
昭和 21 年 (1946)	・国連「婦人の地位委員会」発足	・第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使 ・＜日本国憲法＞公布、施行（昭和 22 年）		
昭和 22 年 (1947)		・＜労働基準法＞公布、施行		
昭和 23 年 (1948)	・「世界人権宣言」採択（第 3 回国連総会）			
昭和 31 年 (1956)		・＜売春防止法＞公布、施行（昭和 32 年）		
昭和 42 年 (1967)	・「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択			
昭和 47 年 (1972)	・ 1975（昭和 50）年を「国際婦人年」とすることを宣言（第 27 回国連総会）	・＜勤労婦人福祉法＞公布、施行		
昭和 50 年 (1975)	・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 ・ 1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までを「国連婦人の十年」と決定 目標：平等、発展、平和（第 30 回国連総会）	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置		
昭和 51 年 (1976)	国連婦人の十年	・＜民法＞改正、施行（離婚復氏制度）		
昭和 52 年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教室会館」（現「独立行政法人国立女性教育会館」）開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・ 女性行政の総合窓口を「民生部青少年婦人対策室」に設置 ・「婦人問題行政連絡協議会」設置	

昭和 54 年 (197 9)	1 9 7 6	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」＜女子差別撤廃条約＞採択（第 34 回国連総会）発行（1981（昭和 56）年		・「青少年婦人課」設置（「青少年婦人対策室」改組） ・「広島県婦人対策推進会議」設置	
昭和 55 年 (198 0)	1 9 8 5	・「国際婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・＜女子差別撤廃条約＞署名、批准、発効（昭和 60 年）	・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出	
昭和 56 年 (198 1)		・ILO（国際労働機関）「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第 156 号）」及び「同勧告」を採択	・＜民法＞改正、施行（配偶者の相続分引上げ） ・「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和 57 年 (198 2)				・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定	
昭和 60 年 (198 5)		・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） 「（西暦 2000 年に向けての）婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・＜国籍法＞改正、施行（父母両系主義） ・＜勤労婦人福祉法＞を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」＜男女雇用機会均等法＞公布 ・＜女子差別撤廃条約＞批准		
昭和 61 年 (1986)			・「婦人問題企画推進有識者会議」設置（婦人問題企画推進会議）を改組	・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置 ・婦人総合センター基本構想発表	
昭和 62 年 (1987)			・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		

昭和 63 年 (1988)			・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参画型社会システムへの転換～」提出 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立	
平成元年 (1989)			・「青少年婦人課」に「婦人係」設置 ・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館	
平成 2 年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人問題行政連絡協議会」を「女性問題行政連絡協議会」に名称変更	
平成 3 年 (1991)		・「西暦 2000 年に向けての進国内行動計画（第一次改定）」策定 ・「育児休業等に関する法律」＜育児休業法＞公布、施行（平成 4 年）	・「青少年女性課女性係」設置（「青少年婦人課婦人係」改組） ・「広島県女性対策推進懇話会」設置	
平成 4 年 (1992)			・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言 ・「広島県女性プラン（第一次改定）」策定 ・「女性問題行政連絡協議会」を「女性問題行政推進協議会」に機能強化	
平成 5 年 (1993)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」＜パートタイム労働法＞公布、施行		
平成 6 年 (1994)	・国連人口開発会議開催（カイロ） ・1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までを「人権教育のための国連十年」と採択	・「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」（政令）設置（「婦人問題担当室」、「婦人問題企画推進有識者会議」廃止） ・「男女共同参画推進本部」設置（「婦人問題企画推進本部」改組）	・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更	

平成 7 年 (1995)	・第 4 回世界女性会議及び NGO フォーラム開催 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・＜育児休業法＞を改正し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」＜育児・介護休業法＞公布、一部施行、全面施行 (平成 11 年) ・ILO 156 号条約 (家族的責任を有する労働者条約) 批准		
平成 8 年 (1996)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
平成 9 年 (1997)		・「男女共同参画審議会」(法律) 設置 ・＜男女雇用機会均等法＞を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正＜男女雇用機会均等法＞) 公布、一部施行 (母性保護に関する規定、平成 10 年) 全面施行 (募集等における女性差別の禁止等、平成 11 年) ・「労働基準法」改正、一部施行 (母性保護に関する規定、平成 10 年) 全面施行 (女性労働者の時間外等の規制の解消、平成 11 年) ・＜育児・介護休業法＞改正、施行 (育児等を行う労働者の深夜業の制限創設、平成 11 年) ・「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画」策定 ・「介護保険法」公布、施行 (平成 12 年)		

平成 10 年 (1998)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	・懇話会「21 世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 ・「広島県男女共同参画プラン」策定 ・「青少年女性課男女共同参画推進班」設置（「青少年女性課女性係」改組） ・「広島県男女共同参画推進本部」設置	
平成 11 年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「広島県男女共同参画懇話会」設置	
平成 12 年 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」＜ストーカー規制法＞公布、施行 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重要課題ー」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定		
平成 13 年 (2001)		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」＜DV 防止法＞公布、一部施行、全面施行（平成 14 年） ・＜育児・介護休業法＞改正、一部施行（育児休業の取得等を理由とする不利益扱い禁止等）、全面施行（育児等を行う労働者の時間外労働の制限等、平成 14 年）	・「男女共同参画推進室」設置（「青少年女性課男女共同参画推進班」改組） ・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 ・「広島県男女共同参画推進条例」公布、施行（平成 14 年）	
平成 14 年 (2002)			・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	

平成 15 年 (2003)		・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行、全面施行（平成 17 年）[平成 27 年 3 月までの時限立法] ・「少子化社会対策基本法」公布、施行	・「広島県男女共同参画基本計画」策定	
平成 16 年 (2004)		・＜DV 防止法＞改正、施行（配偶者からの暴力の定義の拡大等） ・＜育児・介護休業法＞改正、施行（育児等休業取得対象者の拡大等、平成 17 年）		・山県東部新町建設計画に「男女共同参画共同参画社会の形成に向けた主要事業」明記 ・「男女共同参画地域入門講座」開催（旧千代田）
平成 17 年 (2005)	・第 49 回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京+10」世界閣僚級会合、ニューヨーク）宣言文採択	・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会ー」答申 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画（改定）に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	・「新町次世代育成支援対策行動計画」策定 ・「北広島町男女共同参画地域入門講座」開催（北広島町図書館）
平成 18 年 (2006)		・＜男女雇用機会均等法＞改正、施行（性差別禁止の範囲の拡大等、平成 19 年）	・「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ・「人権・男女共同参画室」設置（「男女共同参画推進室」改組） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「北広島町男女共同参画地域入門講座」開催（各地域）
平成 19 年 (2007)		・＜パートタイム労働法＞改正、一部施行（事業主等支援の整備）、全面施行（労働条件の文書交付・説明義務、平成 20 年） ・＜DV 防止法＞改正、施行（保護命令制度の拡充等、平成 20 年） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「北広島町長期総合計画」策定（「男女共同参画社会の形成を含む基本理念」を設定） ・「北広島町健康増進計画（まめマメきたひろしま）」策定

平成 20 年 (2008)		・「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行（行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、平成 21 年）、全面施行（行動計画届け出義務企業の拡大、平成 23 年）	・「人権男女共同参画課」設置（「人権・男女共同参画室」改組）	・「北広島町男女共同参画プラン」策定 「国や人種が違って～ 周りの人や社会への思いやり」開催（千代田中央公民館）
平成 21 年 (2009)		・＜育児・介護休業法＞改正、一部施行（公表・過料・紛争解決援助制度、平成 21 年）全面施行（育児等休業取得対象者の拡大等、平成 22 年）		
平成 22 年 (2010)	・第 5 4 回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京+15」記念会合、ニューヨーク） 宣言文採択	・男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定」に当たっての基本的な考え方（答申） ・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）に盛り込むべき項目」諮問 ・審議会答申	「人権・健康・男女共同参画シンポジウム（地域づくりの方向）」（千代田開発センター）
平成 23 年 (2011)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足		・「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 ・広島県男女共同参画施策推進協議会」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」策定	「男女共同参画基本の（き）」開催（北広島町役場）
平成 24 年 (2012)				・「女と男がともに暮らし輝く社会」開催（北広島町役場）
平成 25 年 (2013)		・＜ストーカー規制法＞改正、施行（規制対象の拡大） ・＜DV防止法＞改正、施行（配偶者の定義の拡大等、平成 26 年）	・（財）広島県女性会議が（公財）広島県男女共同参画財団に移行	・「北広島町男女共同参画プラン（第 2 次）」策定
平成 26 年 (2014)		・＜次世代育成支援対策推進法＞改正、一部施行、全面施行（平成 27 年）「平成 37 年 3 月まで有効期限を延長」 ・＜パートタイム労働		

		法＞改正、施行（正社員と差別的扱いが禁止されるパートタイム労働者拡大、平成 27 年）		
平成 27 年 (2015)		・＜女性の職業生活における活躍の推進に関する法律＞公布、施行 ・男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（答申） ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）に盛り込むべき事項」諮問	・「北広島町働く女性応援隊リレーセミナー」開催（各地域）
平成 28 年 (2016)		・＜育児・介護休業法＞改正（対象の拡大、努力義務の創設など） ・＜ストーカー規制法＞改正（規制対象の拡大など）	・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 3 次）」策定	・「北広島町男女共同参画リレーセミナー」開催（芸北地域・豊平地域）
平成 29 年 (2017)	・ G7 タオルミーナ・サミット開催（イタリア）宣言文採択 ・ APEC 女性と経済フォーラム開催（ベトナム）声明文採択	・＜（改正）男女雇用機会均等法＞施行 ・＜（改正）育児・介護休業法＞施行 ・＜（改正）ストーカー規制法＞全面施行 ・「働き方改革実行計画」決定 ・「子育て安心プラン」公表 ・性犯罪に関する刑法の一部改正		・「北広島町男女共同参画プラン（第 3 次）」策定 ・「北広島町男女共同参画リレーセミナー」開催（大朝地域・千代田地域）
平成 30 年 (2018)	・ G7 シャルルボワ・サミット開催（カナダ）宣言文採択 ・ APEC 女性と経済フォーラム開催（パプアニューギニア） ・ G20 ブエノスアイレス・サミット開催（アルゼンチン）宣言文採択	・＜（改正）子ども・子育て支援法＞施行 ・＜政治分野における男女共同参画の推進に関する法律＞公布・施行 ・＜民法＞一部改正（成年年齢の引下、婚姻開始年齢の男女統一など） ・＜働き方改革関連法＞成立	・広島県女性総合センター「エソール広島」移転	・「北広島町男女共同参画リレーセミナー」開催（豊平地域・芸北地域）

平成 31 年 令和元年 (2019)	・ G20 大阪サミット開催（日本） ・ G7 ビアリッツ・サミット開催（フランス） 宣言文採択 ・ APEC 女性と経済フォーラム開催 声明文採択	・ <働き方改革関連法>公布・順次施行 ・ <女性活躍推進法>改正・一部施行 ・ <男女雇用機会均等法>改正 ・ <育児・介護休業法>改正 ・ <配偶者暴力防止法>一部改正		・ 「北広島町男女共同参画リレーセミナー」開催（大朝地域・千代田地域）
令和 2 年 (2020)	・ G20 リヤドサミット開催（サウジアラビア）宣言文採択 ・ W20 サミットハイレベルセッション開催（オンライン） ・ OECD ジェンダー主流化作業部会開催（パリ）	・ <（改正）働き方改革関連法>施行 ・ <（改正）労働施策総合推進法>施行 ・ <（改正）配偶者暴力防止法>施行 ・ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 ・ 「男女共同参画基本計画（第5次）」策定	・ 「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」に盛り込むべき事項」諮問	
令和 3 年 (2021)	・ G20 ローマ・サミット（イタリア）初の G20 女性活躍担当大臣会合開催 ・ G7 コーンウォール・サミット（イギリス） ・ APEC 女性と経済フォーラム	・ <男女雇用機会均等法>改正 ・ <育児・介護休業法>改正 ・ <ストーカー規制法>改正、施行	・ 審議会答申 ・ 「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」策定 ・ 「ひろしま DV 防止・被害者支援計画（第4次）」策定	

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれ

があることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

同四年三月三十一日同第一二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一人としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第

三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六條第二項及び第四十二條の三の規定の適用については、同法第三十六條第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二條の三中「第三十九條に規定する募集委託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二條繰下・一部改正）

第十七條 公共職業安定所は、前條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三條繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八條 国は、第八條第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四條繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九條 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○用語解説

	用 語	解 説
* 1	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。
* 2	D V	配偶者や交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的な暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。
* 3	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
* 4	性自認（性同一性）	自分の性をどう認識しているのか、という自己意識の概念
* 5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律
* 6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 27 年に制定された法律。令和 4 年 4 月からは、従業員 101 人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた「一般事業主行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられている。
* 7	S D G s	2015 年に国連総会で採択された人類がこの地球で暮らし続けていくために 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標。17 のゴールと 169 のターゲットが示されている。
* 8	働き方改革関連法 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」	働く人がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようになるために、各種労働関連法の改正を進める法律

* 9	M字カーブ問題	女性の労働力比率をグラフにした場合に、20代後半から40代前半にかけて離職して就業していない状況を意味する言葉
* 10	リモート・ワーク	情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
* 11	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される。働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方
* 12	地域包括ケアシステム	高齢者が介護が必要な状態となっても慣れ親しんだ地域で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう地域が一体となり医療や介護、福祉などの支援・サービスを提供する体制
* 13	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの
* 14	放課後子ども教室	地域住民などの参画を得て、放課後などにすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業
* 15	ファミリー・サポート・センター事業	サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助事業
* 16	ICT（情報通信技術）	パソコンやスマートフォンなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称
* 17	キャリア	広義では生き方のこと。仕事上では、経歴・経験を意味する。
* 18	キャリアデザイン	将来なりたい姿やありたい自分を実現するために、自分の職業人生を主体的に設計し、実現していくこと

* 19	6次産業	第一次産業である農業や水産業の従事者が、自身の生産物を第二次産業の分野である食品加工を行い、第三次産業の分野である流通や販売まで手掛けること
* 20	性的マイノリティ	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと
* 21	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと
* 22	ライフステージ	年齢にともなって変化する生活段階のこと
* 23	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
* 24	子育て世代包括支援センター	子育てに関する総合的な相談や支援をワンストップで行える機関
* 25	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均
* 26	ストーカー	好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対してつきまといなどの行為を反復して行うことまたはそれを行う人
* 27	ヤング・ケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子どものこと
* 28	世界経済フォーラム	経済・政治・学研・その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界・地域・産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関
* 29	ジェンダー・ギャップ指数	世界各国の男女平等の度合いを数値化したもの
* 30	審議会など	地方自治法第180条の5及び第202条の3の規定により設置している委員会・審議会など